

葉山町自殺対策計画の概要（案）について

1 計画策定の基本的な方針

自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に定める基本理念にのっとるとともに、国が定めた『自殺総合対策大綱』、神奈川県が定めた『かながわ自殺対策計画』や本町の実情を勘案した計画を策定します。

なお、策定にあたっては、平成 29 年 11 月、厚生労働省が「市町村自殺対策計画」の策定に関する標準的な手順と留意点などをとりまとめた『市町村自殺対策計画策定の手引き ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～』を参考にしつつ、本町の実情を踏まえ検討等を進めることとします。

2 計画策定に向けた検討体制

(1) 葉山町自殺対策計画策定委員会

附属機関「葉山町自殺対策計画策定委員会」（以下「委員会」）は、自殺対策計画を策定するために審議し、町長にその結果を報告し、または意見を建議します。

委員会は、医師（鈴木メンタルクリニック院長）、学識経験を有する者（神奈川県立保健福祉大学助教）、関係行政機関の職員（横浜南公共職業安定所、鎌倉保健福祉事務所、葉山警察署）、その他町長が必要と認めた者として教育（葉山町小・中学校長会会長）、司法（司法書士）、地域福祉（葉山町民生委員児童委員協議会、葉山町社会福祉協議会）などの関係団体から推薦いただき委嘱した 9 名の委員で構成しています。

(2) 葉山町自殺対策庁内検討会議

「自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない」という自殺対策基本法に定める基本理念を踏まえ、計画に関する基礎資料の検討や自殺対策に関する情報収集や連絡調整などについて庁内横断的な取り組みを図ることを目的に「葉山町自殺対策庁内検討会議」（以下「検討会議」）を設置します。

検討会議は、自殺対策に関する実践的な取り組みを見据え、特に関連施策を所管している 9 課等の職員により構成しています。

3 計画の内容

(1) 概要

自殺総合対策要綱の基本理念に掲げる「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、本町における実践的な取り組みを含む自殺対策計画とする。

(2) 根拠法令

自殺対策基本法

葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年条例第13号）

葉山町自殺対策計画策定委員会規則（平成30年規則第2号）

葉山町自殺対策庁内検討会議設置要綱

(3) 計画期間

平成31年度から平成35年度まで（5年間）

(4) 目次

はじめに

第1章 計画策定の趣旨等

第2章 本町における自殺の特徴（「地域自殺プロフィール」等を活用して記載）

第3章 本町におけるこれまでの取組

第4章 自殺対策における取組

→ この章に「事業棚卸し」等により把握した関連事業を実践的な取組として記載したい

第5章 計画の進行管理等

参考資料

4 策定までのスケジュール

別紙「葉山町自殺対策計画の策定に係るスケジュール」参照